⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

⑿　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⒀　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒁　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⒂　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」の試行工事である。

⒃　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒄　本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価方式においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、内容説明書によることとする。

⒆　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない工事である。

⒇　本工事は、脱炭素化の加速に向けた取り組みを行う企業を評価する「カーボンニュートラル試行工事」である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　当機構における「土木工事」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、構成員は、当機構における「土木工事」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が以下の要件を満たす者であること。

代表者及び出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満

㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　平成20年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下に掲げる工事の施工実績を有すること。

構成員のうち代表者は、次の①の施工実績を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の②の施工実績を有すること。

出資比率が最下位の構成員は、次の②から④のいずれかの施工実績を有すること。

また、構成員のいずれかは、次の④の施工実績を有すること。

①　NATMによる内空断面積30㎡以上、延長500m以上のトンネル新設工事

②　NATMによるトンネル新設工事

③　土路盤新設工事

④　推進工法による管路新設工事

※　トンネル延長の要件は、同一工事における１本のトンネルで満たすこと。

※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。

当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち、次のア又はイに該当するものは施工実績とすることができる。

ア　一部しゅん功し引渡し済みのもの（当該工事の主たる目的物に限る。）

イ　現に施工中で次の㋐及び㋑に掲げる条件を全て満たす場合

㋐　トンネル本坑の掘削延長が１本のトンネルで1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋑　過失による粗雑工事や契約違反に起因した指名停止を受けていない等、不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと（当該工事における出来形検査確認通知書及び出来形内訳書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）。

⑷　当機構の施工実績がある場合は、工事種類「土木」における令和３年度及び令和４年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工期の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省　総合政策局　建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成20年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下に掲げる工事の施工経験を有すること。

構成員のうち代表者の配置予定技術者は、⑶①における掘削施工管理に１年以上従事した経験を有すること。

出資比率が第２位の構成員の配置予定技術者は、⑶②における掘削施工管理に６箇月以上従事した経験を有すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者は、施工経験を必要としない。

※　掘削施工管理の「掘削」とは、上半、下半、インバート、導坑等の掘削をいう。

※　掘削施工管理の期間には、掘削を伴わない施工期間（準備工や覆工のみを施工している期間等）は含まない。

※　掘削施工管理は、要件を満たす複数の工事の従事期間を合算することができる。また、従事期間中の掘削延長及び覆工の有無は問わない。

当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち、次の㋐又は㋑に該当するものは施工経験とすることができる。

㋐　一部しゅん功し引渡し済みのもの（当該工事の主たる目的物に限る。）

㋑　現に施工中で次のａからｃに掲げる条件を全て満たすもの

ａ　トンネル本坑の掘削施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。

ｂ　従事期間中の本坑の掘削延長が１本のトンネルで1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。